

住民センター

ご利用の皆様へお知らせ

住民センター使用許可申請方法が変わります。

変更概要

京田辺市立住民センターの設置及び管理運営に関する条例施行規則の一部が改正され、申請方法が変更されます。

これまでは、使用日の3か月前から7日前までの間に使用申請受付となっていたりましたが、変更後は、使用日の3か月前の月の1日から3日前までの間に使用申請ができるようになります。具体的には、これまで1回ごとに使用申請を行っていただいていたが、3か月先の1か月分をまとめて1日から使用申請ができるようになります。ただし、3か月先の1か月分についての申請方法が変わりますので詳しくは住民センターでお問い合わせください。

変更時期

平成20年4月使用分から適用になります。

平成20年1月より受付期間を設けて申請を受付します。

詳しくは 北部住民センター(63 - 7955)又は
中部住民センター(64 - 8810)窓口まで

平成20年4月使用分の受付等の日程

一括受付期間 平成20年1月5日(土)～1月9日(水)まで
(日・月曜日は除く)

申請受付時間 午前8時30分から午後5時まで

申請が重複する場合の抽選
日時 1月11日(金) 午前9時から
場所 北部住民センター子どもサロン

公表日 1月17日(木)の午前8時30分からです。
なお、翌月2月以降の予定は前月の25日までに事務所前に掲示してお知らせします。